

# ***Ninja Team Green Cup 2022 in Suzuka***

**特別規則書**

**SUPPLEMENTARY REGULATION**



**SUZUKA CIRCUIT**

## 公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた、2022 年 MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

### 第 1 条 競技会の名称

Ninja Team Green Cup 2022 in SUZUKA

### 第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992  
TEL: 059-378-3405 / FAX: 059-378-3625  
<http://www.mobilityland.co.jp/>

### 第 3 条 開催場所

鈴鹿サーキット レーシングコース  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL059-378-3405  
フルコース：5.821km

### 第 4 条 大会組織委員会

大会組織委員会については、公式プログラムにて公示する。

### 第 5 条 大会審査委員会

大会審査委員会については、大会公式プログラムにて公示する。

### 第 6 条 大会競技役員

競技役員については、大会公式プログラムにて公示する。

### 第 7 条 参加者資格および指名登録

- 7-1 ライダー  
2022 年度に有効な MFJ 競技ライセンス所持者。
- 7-2 ピットクルー  
1 名もしくは 2 名を登録しなければならない。ライダーを登録することはできない。  
一旦登録されたピットクルーは、選手受付時に変更することは可能とするが、申請人数より追加することはできない。  
変更の際は、第 12 条に記載されている手数料が必要となる。

### 第 8 条 開催日程・公式予選・レース周回数

- 8-1 開催日程：2022 年 5 月 14 日（土）特別スポーツ走行～5 月 15 日（日）予選・決勝
- 8-2 公式予選：15 分間
- 8-3 レース周回数：8 周  
※悪天候によりレース周回数を 2 周減算する場合がある。その場合、レースのサイティングラップ開始時までには公示される。

## 第9条 参加申込先・申込期間・決済期限

### 9-1 参加申込先

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992  
鈴鹿サーキット SMSC 事務局  
TEL : 059-378-3405 / FAX : 059-378-3625

### 9-2 参加申し込みは、モトスポ.net より必要事項を入力の上、参加料決済を行い、申し込み締切日までに申込を完了しなければならない。

申し込み URL : <https://www.ms-event.net/szkweb>

申し込み QR コード :



### 9-3 申込期間 : 2022年3月25日(金)9時00分 ~ 4月7日(木)23時59分

また、エントリー期間を過ぎての申込については、事務局が認めた場合にのみ受理するが、追加料金として3,300円(税込)を徴収する。

### 9-4 書面・電話・FAXによる申し込みは受け付けない。

### 9-5 20歳未満のライダーは参加申込書の誓約書(承諾書)に保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。上記の書類を選手受付までに完全に提示でないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

### 9-6 参加を拒否された申込者には、返却手数料¥2,200(税込)を差し引いた金額が返還される。

### 9-7 参加申込後、参加を取り消す申込者に参加料は返却されない。

## 第10条 参加定員

10-1 定員は、44台とする。

10-2 申込みの順番は、申込み時間の早い順番に決定される。

## 第11条 参加料

1台 23,100円(税込)

## 第12条 料金規定

項目	料金(税込)	備考
ピットクルー変更手数料(1名)	¥1,100	
トランスポンダー補償料	¥55,000	破損・紛失した場合に支払うものとする。
車両変更手数料(1台) ※エントリー終了から公式車検終了まで	¥5,000	MFJ国内競技規則に準ずる。 ※登録された車両の変更は、原則として認められない。変更する必要が生じた場合は、所定の書式に従って車両の変更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。

## 第13条 もてぎ・鈴鹿共済会(以下MS共済会)

13-1 鈴鹿サーキットにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは、MS共済会に加入しなければならない。

13-2 MS共済会は年間加入または暫定加入とする。

① 年間加入はSMSC会員、もしくはTRMC-S会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとする。

② 暫定加入は当該大会(特別スポーツ走行、予選、決勝)のみ有効とする。

暫定加入時の共済会会費は、選手受付時に現金にて支払うものとする。

加入者	料金(1名につき)
ライダー	¥7,000
ピットクルー	¥500

## 第 14 条 クレデンシャル(身分証)と通行証

- 14-1 参加申込が正式に受理された参戦者には、登録されたライダー・ピットクルーのクレデンシャルが郵送され、特別スポーツ走行日当日より5月15日(日)のスケジュール終了まで有効となる。
- 14-2 参加者の移動用車両は、大会事務局が交付する通行証を提示していなければ、パドックへの通行ができない。また、駐車中も通行証を車の前方から見える位置に提示すること。通行証を確認できない場合は、予告無しでレッカー等にて移動する場合がある。
- 14-3 パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識に従わなければならない。駐車場所以外に車両を駐車した場合は、レッカー等にて移動し、参加者に罰則を科す場合がある。
- 14-4 パドック駐車枠における車両以外の物による場所取り行為は禁止する。車両以外の物が置かれている場合は、主催者により撤去される場合がある。
- 14-5 交付されるクレデンシャルや通行証は他に貸与・転用してはならない。貸与・転用した場合、また複製等不正使用した場合は、1件につき罰金 ¥ 10,000(税込)が科せられる。
- 14-6 クレデンシャル、通行証を紛失又は破損した場合、大会事務局に手続きを取り、再交付を受けること。ただし、1件につき再交付手数料 ¥ 2,000(税込)を必要とする。

## 第 15 条 ピット・パドックの使用

- 15-1 大会期間中のピット・パドック内整備エリアは、大会事務局によって割り当てられる。
- 15-2 大会期間中、割り当てられたピット・パドック内整備エリアは変更することができない。ただし、参加者相互で交換・変更する時は、互いに了承しあつた上で大会事務局に申請し、やむを得ない事由と認められた場合は変更できる場合がある。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す場合がある。
- 15-3 ピット使用の場合、公式予選・決勝レースを問わずコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- 15-4 ピット使用の場合、ピット内で火気は絶対に取り扱わないこと。違反者には罰則を科す場合がある。また使用後は清掃すること。
- 15-5 燃料取り扱いについてはチームの責任において十分注意すること。
- 15-6 パドック内における移動時は、歩行者を優先とし、十分に安全に配慮すること。
- 15-7 コース外周路へは徒歩のみの移動とし、車両、オートバイ、自転車などの乗り入れは禁止される。

## 第 16 条 選手受付

- 16-1 選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
  - ① 参加受理書
  - ② SMSC/TRMC-S ライセンス(所持者のみ)
  - ③ ライダーの MFJ ライセンス
  - ④ 車両仕様書
  - ⑤ MS 共済会暫定加入申込書(SMSC/TRMC-S 非会員のみ)
  - ⑥ MFJ メディカルパスポート ※提示義務あり (各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること)  
※メディカルパスポートは MFJ ホームページ内、各種申請書ページからダウンロードください。
  - ⑦ その他、主催者が指示する書類
- 16-2 登録したピットクルーの変更には、¥ 1,100(税込)の変更料が必要となる。

## 第 17 条 参加競技車両

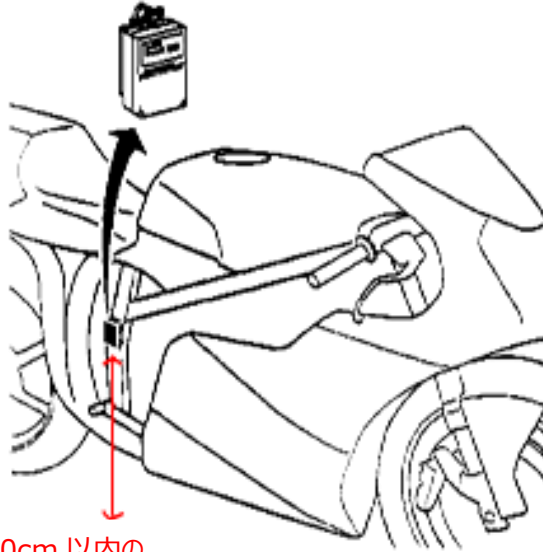
Kawasaki Ninja ZX-25R の日本国内仕様車で車両規則に準拠したものであること。

## 第 18 条 自動計測装置(トランスポンダー)

- 18-1 参加者は自身で用意する MYLAPS 社製マイボンダーを使用すること。主催者が用意するトランスポンダーを使用する場合、貸し出し料として 3,000 円(税込)が徴収される。参加申込み時にマイボンダーのトランスポンダー番号、貸し出し利用有無の申請を行うこと。※MY LAPS 製マイボンダーを所持し使用の場合は、貸し出し料は不要。
- 18-2 参加者は、使用するマイボンダーが走行中常に計測できる状態に機能させる責任を負う。マイボンダーに不具合が生じた場合、主催者の用意する公式計時結果用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 18-3 マイボンダーは他の参加者と共有することはできない。
- 18-4 貸し出し用トランスポンダーの返却は、レース終了後 1 時間以内とする(予選不通過競技車両は当該予選結果発表後 1 時間以内とする)。万一破損・紛失した場合、1 個につき ¥ 55,000(税込)が主催者より請求される。

#### 18-5 取り付け方法および場所について

- ① トランスポンダー、ホルダーは指定の場所に結束バンド等で確実に固定すること。
- ② 下図に示す取り付け位置、方向を厳守すること。取り付け場所は路面から 60cm 以内の高さで、熱や振動の受けにくい位置とする。



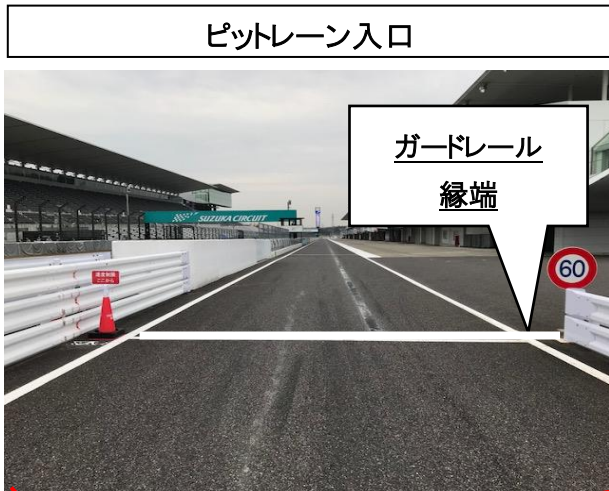
路面から 60cm 以内の  
高さに取り付けてください

### 第 19 条 公式車両検査・ライダーの装備

- 19-1 参加競技車両の公式車検は公式通知に示された時間並びに場所にて行う。
- 19-2 参加者は車検場に受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- 19-3 ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車検の際、車検員によって検査を受けるものは次の通りである。
  - ① ヘルメット  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-1 に基づく。
  - ② ヘルメットリムーバー  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-1-5 に基づく。
  - ③ レーシングスーツ  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1 に基づく。
  - ④ 脊柱プロテクション  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-8 に基づく。
  - ⑤ チェストガード  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-1-9 に基づく。
  - ⑥ グローブ  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-2 に基づく。
  - ⑦ ブーツ  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-3 に基づく。
  - ⑧ エアバッグ機能付きウェア  
各競技会開催時に満 22 歳以下の参加者は、エアバッグ機能付きウェアの装着を義務とする。  
その他の参加者についても、エアバッグ機能付きウェアの使用を強く推奨する。
  - ⑨ マウスガード(マウスピース)  
MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10-2-5 に基づく。  
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードの装着が推奨される。
- 19-4 ヘルメットおよび装備品は、公式予選、決勝レースを通じて公式車検に合格したものを使用しなければならない。  
また公式車検以前の走行においても、公認された適切なものを使用すること。公式車検には複数の装備品を持ち込み、確認を得ることができる。
- 19-5 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検の時間外であっても随時、参加者に車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対して罰則が科せられる。
- 19-6 車両検査に合格した車両であっても、レース後の再車検に合格することを保証するものではない。

## 第 20 条 ピットレーン（ピットアウトおよびピットイン）

20-1 大会期間中大会期間中を通じてピットレーンの速度制限は 60km/h 以内とする。違反した場合は罰則が科せられる。

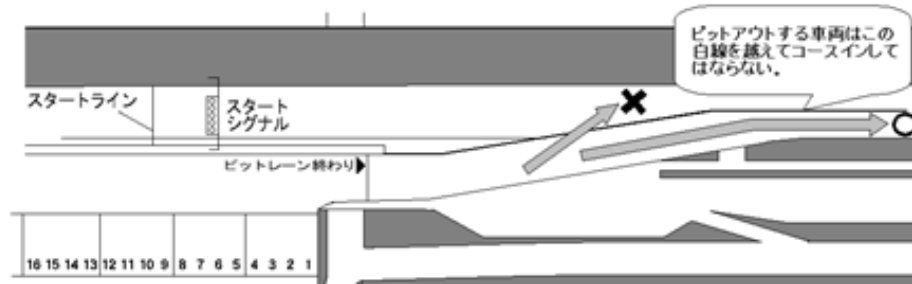


20-2 ピットレーン先端シグナルライトについて、大会期間中を通じて「赤」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「緑」が点灯していれば、コースインすることが出来る。無灯や青灯の点滅の場合は緑灯と同様に扱う。

20-3 ピットアウト（コースイン）について

ピット出口から第 1 コーナーにかけて引かれているライン(白線)は以下の通り運用を行う。

- ① ピットレーンよりトラックに合流する競技車両は、白線を越えて走行してはならない。
- ② このラインはトラック上を走行中の競技車両を制限するものではない。



20-4 ピットアウトしようとする競技車両は、ピットレーンにおいては、先にピット走行レーンを走行している競技車両に優先権があることを承知していなければならない。

20-5 ピットアウトするライダーは、第 2 コーナーを通過するまでコース右側に沿って走行すること。ピットアウトは各自の責任において行わなければならない。走行車両との合流に対し最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。

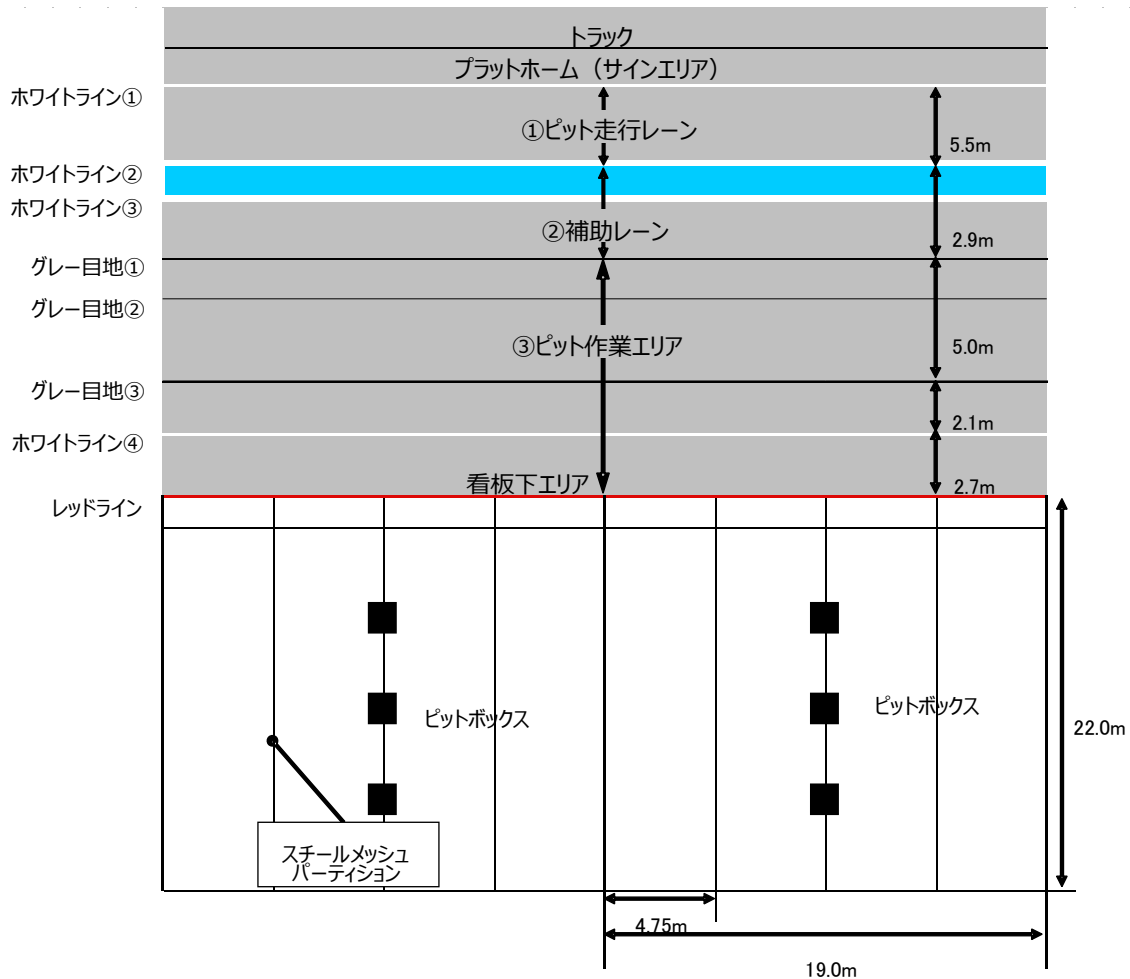
20-6 ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない。

東ショートカットおよび、その他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。

違反した場合、再コースインすることはできない。

20-7 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。

- ① ピット走行レーン  
 シグナリング・プラットフォームとホワイトライン②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域
- ② 補助レーン  
 ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時(あるいはその逆)に通過する区域。
- ③ ピット作業エリア  
 グレー目地①とレッドラインまでの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。  
 看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



20-8 ピットインする車両は、速度制限以内でピット走行レーンを走行し、自己のピットにできるだけ近い位置の補助レーンからピット作業エリアに入り、できるだけ自己のピットに近づけて停車させること。

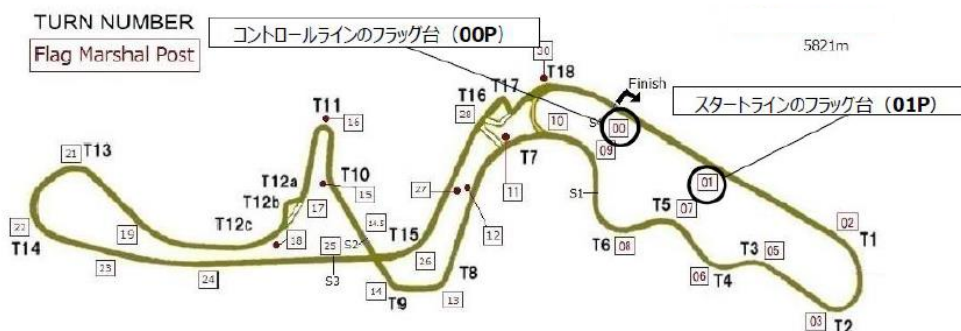
- 20-9 ピットインした車両、および当該車両のライダーやピットクルーはピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- 20-10 ピットインの際、自己のピット前を乗り越えて停車した車両は、エンジンを停止させたのち、オフィシャルの承認を得て当該車両のライダーおよびピットクルーによって後向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。

## 第 21 条 走行中の遵守事項

- 21-1 以下のケースのショートカットは罰則を科す場合がある。  
例：シケイン直進によるショートカット、コーナーオーバーラン等、コース外を走行し、復帰の際、当該ライダーが有利となるショートカットなど。
  - ① コーナーオーバーランまたは転倒後は、安全確認を行った後にコース復帰すること。
  - ② ①の違反により当該ライダーに優位性が発生したり、後方の安全確認を怠ったりした場合、以下の罰則を科す場合がある。  
公式予選中 : 当該ラップタイムの抹消  
決勝レース中 : タイム加算
- 21-2 大会の特別スポーツ走行および公式予選セッション中、決勝レースにおけるサイティングラップ中において、スタート練習を実施することが出来る。これ以外のスタート練習は一切禁止とする。スタート練習を行う者はピット先端のパナルティストップエリア(下図の円)に縦一列に並ぶこと。通常コースインするものを優先とし、必ず後方から来ていないことを目視で安全確認を行いスタートすること。チェッカー後、ピット出口信号が赤の場合には、スタート練習は出来ない。

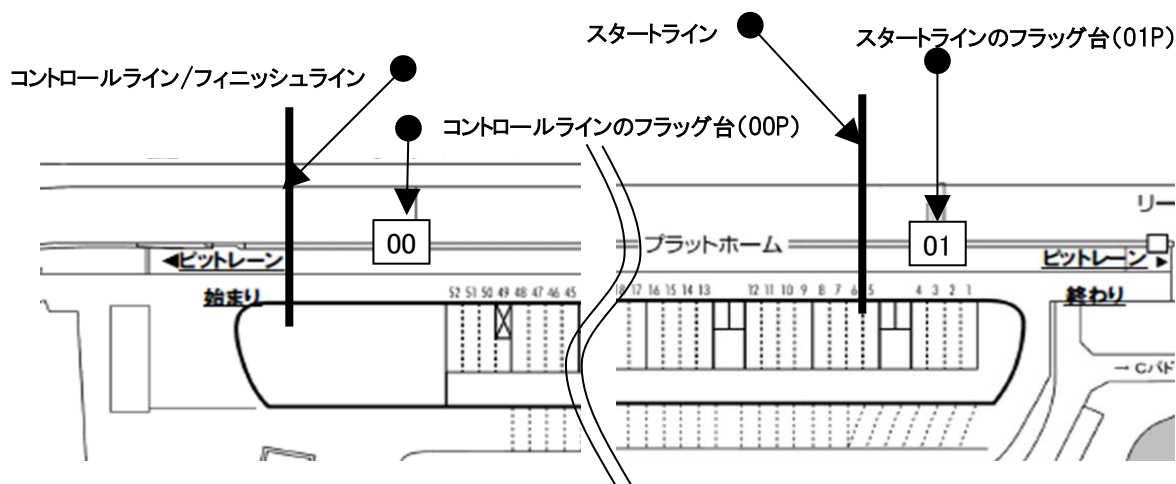


- 21-3 スロー走行車は後方の安全を充分に確認し、合図をしながら基本的にはコース右端を走行する。また、著しくスピードが落ちている場合はすみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。
- 21-4 オイル漏れ等による車両トラブルによりオレンジボール旗提示を受けた車両は、速やかに安全な場所に停止しなければならない。
- 21-5 フラッグポストについて  
下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認すること。  
フルコース : 00~30 ポスト (計 29 箇所)





- 21-6 スタートラインとコントロールライン/フィニッシュラインについて  
各ラインは下図の通り。



## 第 22 条 公式予選

- 22-1 予選方法は、MFJ 国内競技規則付則 4-15 公式予選のとおりとする。  
22-2 公式予選の義務周回数は定めないが、少なくとも 1 周はラップタイムが計測されなければならない。  
22-3 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをしてコースを 1 周し、ピットまたは待機場所に戻らなければならない。  
22-4 予選・決勝レース出走可能台数は以下のとおりとする。

フルコース	
予選	決勝
44 台	44 台

- 22-5 決勝レースへの出走嘆願書提出は、暫定予選結果発表後 30 分以内とする。  
22-6 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。  
22-7 公式予選において走行中のライダーは、常にタイム計測が行われる。  
22-8 予選方法は正式に登録されたライダーのタイム計測を行い、記録された最高ラップタイム順によって決勝レースのグリッドが決められる。  
22-9 タイム計測で、同一タイムを複数のライダーが記録した場合は、セカンドラップタイムの早い順によりグリッドを決定する。

## 第 23 条 スタート前チェック

- 23-1 タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、指定された場所にて必ずスタート前チェックを受けなければならない。  
24-2 スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。

## 第 24 条 スタート

- 24-1 スタートグリッド  
① 最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。  
② ポールポジションは左側とする。  
③ 階段状グリッドを使用するものとする。  
24-2 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。  
24-3 スタート合図はレッドライト消灯もしくは日章旗によって行われる。  
24-4 スタート進行は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 17 に準じて行われる。  
サイティングラップ終了後にグリッドに戻ったライダーは、オフィシャルが赤旗 2 本を静止提示している場所で一旦停止し、ライダーはエンジンを切らなければならない。その後ライダーまたはチーム員が押し歩くような速さで所定のグリッド位置につく。その際にライダーは降車しても乗車したまま移動しても良い。  
ただし、天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。省略・変更の際は公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される。  
24-5 スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。

- 24-6 スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合はスタートデレイドとする。その際は、赤旗振動表示と、「スタートデレイド」のボードがスタートラインのフラッグ台(01P)にて掲示される。エンジンを停止させなくてもよい。スタート手順は1分前からの再開になる。ウォームアップラップを1周行い、レースは1周減算となる。スタートデレイドの原因となったライダーはピットレーンに入れられ、もし再スタートできる時には、最後尾のグリッドからスタートしなければならない。
- 24-7 スタートにおける反則は、タイム加算ペナルティが科される。
- 24-8 スタートにおける反則以外に於いてもタイム加算ペナルティを科すことがある。

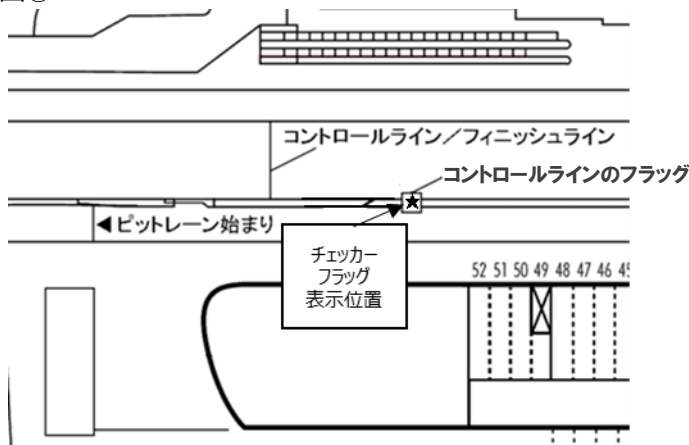
## 第25条 赤旗時について

- 25-1 決勝時に赤旗を提示する場合、MFJ 国内競技規則 付則 4-23-1 に準ずる。23-1-2 をケース A、23-1-3 をケース B、23-1-4 をケース C として運用する。
- 25-2 赤旗後の再スタートについては、MFJ 国内競技規則 付則 4-24-1-8 クイックリスタートが適用される。
- 25-3 再開後のレース周回数はピットモニター、放送等で発表される。
- 25-4 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。
- 25-5 赤旗提示後5分以内にマシンに乗って、またはマシンを押しピットレーンに戻ってこられないライダーは再スタートできない。(ただし、競技結果が2周以下の再スタートでは全ライダーが再スタートできる)

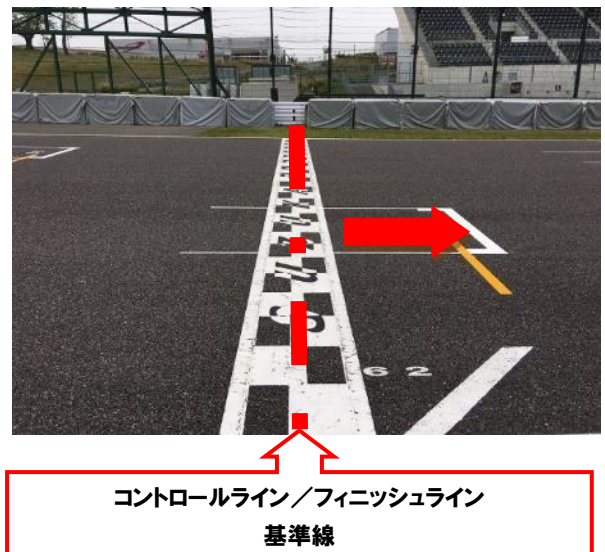
## 第26条 チェッカーフラッグ提示位置・フィニッシュラインについて

- 26-1 チェッカーフラッグは、下記図①に示す位置で表示される。
- 26-2 鈴鹿サーキット国際レーシングコースにおけるコントロールライン/フィニッシュラインは、下記図②に示す基準線とする。

図①



図②



## 第27条 レース終了

- 27-1 トップが定められた周回数を終了した時点でトップ走者にチェッカーフラッグが振られる。
- 27-2 レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち5分を経過した時である。
- 27-3 同着と判定された場合は、レース中のベストラップタイムによって順位を決定する。
- 27-4 赤旗提示によるレース終了の場合の順位  
MFJ 国内競技規則 付則 4-27-3 に準ずるが、以下の2項に該当するライダーはフィニッシュラインを通過したとみなされない。すなわち周回数は考慮されるが、順位はフィニッシュラインを通過した完走者の後ろとなる。複数のライダーが存在する場合は周回数とフィニッシュライン通過順による。
  - ① 赤旗が提示された時点で、レースを続行していなかったライダー
  - ② 赤旗提示後5分以内にマシンに乗ったまま、もしくはマシンを押しピットレーン（ショートカットは認められない）に戻ってこなかったライダー

## 第 28 条 順位認定

レース結果にて順位を得るためには、以下の項目をそれぞれ満たさなければならない。

- 28-1 優勝者がフィニッシュした後、前条の終了時間以内に、フィニッシュラインを通過しなければならない。
- 28-2 ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- 28-3 チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

## 第 29 条 参加者の遵守事項

- 29-1 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイア届を提出すること。
- 29-2 全ての参加者は競技会期間中、競技役員への指示に従わなければならない。
- 29-3 許可された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 29-4 ピットレーンおよびサインエリアに立ち入る場合、ソウリ、スリッパ、サンダル、ハイヒール等安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- 29-5 参加者は主催者や大会後援者、大会審査委員会および他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 29-6 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピット要員、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 29-7 全ての参加者はスポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- 29-8 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)をしてはならない。
- 29-9 競技会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物(タイヤ、バッテリー、カウル等)の不法投棄は禁止する。違反した場合は、当該チーム・ライダーに対して罰則を科す場合がある。
- 29-10 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 29-11 参加するライダーは、公式通知にて指定されたプリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡無く欠席した場合、一切の走行が認められない。
- 29-12 これら参加者の違反に対する罰則は、最終的にライダーへ科せられる場合がある。

## 第 30 条 負傷時の医務室受診義務

事故により負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、もてぎ・鈴鹿共済会の適用から除外される場合がある。

## 第 31 条 賞典

1 位～3 位 トロフィー、特別賞、参加賞

## 第 32 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 32-1 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。
- 32-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 32-3 競技監督および医師団長が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 32-4 ゼッケンナンバー、ピット、パドックの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 32-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 32-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 32-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 32-8 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

## 第 33 条 大会役員の実任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、万が一その行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

### **第 34 条 本規則の解釈**

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

### **第 35 条 公式通知の発行**

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ① 大会参加者の住所に郵送される。
  - ② 参加者向け情報ダウンロードページに掲出される。
  - ③ ライダースプリーフィングで配布される。
  - ④ 緊急の場合は場内放送で伝達される。
- 以上のいずれかの方法によって参加者に通告される。

### **第 36 条 本規則の施行**

本規則は当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

以上

## もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

### 1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円~ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円  外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

### 2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など  
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

#### 1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

#### 2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。  
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 4. 個人情報の取扱いについて

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱いにご同意ください。

### ご契約、事故に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス  
〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992  
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)  
FAX:059-370-0248

#### ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社  
TEL: 059-353-6557 FAX: 059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

#### 事故に関するお問合せ先

・『モビリティリゾートもてぎ』での事故  
損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課  
TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738 (営業時間平日9:00~17:00)

・『鈴鹿サーキット』での事故  
損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課  
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)